

サステナビリティ情報の高度化と 信頼性確保

SBI大学院大学教授
京都大学経営管理大学院客員教授

上田 亮子



1. はじめに

近年、中長期のサステナブルな企業価値向上という観点から、気候変動や人的資本等を含むサステナビリティへの取り組みは、企業の経営と投資家の投資判断の双方において重要な要素となっている。サステナビリティへの取り組みが企業価値にも関連付けられるとの認識が高まり、サステナビリティ情報を開示する重要性も高まっている。他方では、情

報開示の作成者である企業にとっても、投資家やステークホルダー等の情報ユーザーにとっても、比較可能性と独自性とのバランスを踏まえた望ましい開示のあり方については模索が続く。

このようななか、金融庁ではグローバルなサステナビリティ開示の動向を踏まえて、国内制度の整備に向けた議論を進めている。

本稿では、サステナビリティ情報開示の高度化とともに、提供される情報の信頼性を確保する枠組みのあり方について検討を加える。

〈目次〉

1. はじめに
2. サステナビリティ情報の性質と課題
3. グローバルなサステナビリティ開示基準の国内化
4. わが国におけるサステナビリティ情報の開示・保証の制度整備
5. おわりに

2. サステナビリティ情報の 性質と課題

(1) 将来情報と虚偽記載

① サステナビリティと将来情報

サステナビリティへの取り組みは現在の活動の成果が将来生じるといった性質があるた

(図表1) 将来情報の記述と虚偽記載の責任

以下の場合には、記載した将来情報と実際の結果が異なる場合でも、直ちに虚偽記載の責任を負うものではない。

1. 将来情報に関する経営者の認識及びその前提となる事実や仮定等について合理的な記載がされる場合
2. 将来情報について社内で適切な検討を経た上で、その旨が、検討された事実や仮定等とともに記載されている場合

(出所) 企業内容等開示ガイドラインより筆者作成

め、サステナビリティ情報の開示においては将来情報の記述の必要性が高い。他方、企業は、将来の結果や前提とした事実が変更される可能性があることから、虚偽記載のリスクを回避するために、不確定の将来情報については積極的な開示よりも保守的な開示を行おうとする姿勢が否定できない。このような企業の懸念を払しょくし、非財務情報のより積極的な開示を促し、ディスクロージャーの実効性を高めるために、将来情報の記述について明確化が必要である。

このため、企業内容等開示ガイドライン(注1)においては、将来情報の記述と虚偽記載の責任が明確化されている。サステナビリティ情報をはじめとした将来情報の記述について、「将来情報に関する経営者の認識及びその前提となる事実や仮定等について合理的な記載がされる場合」、「将来情報について社内で適切な検討を経た上で、その旨が、検討された事実や仮定等とともに記載されている場合」には、記述した将来情報と実際の結果が異なる場合でも、直ちに虚偽記載の責任を

負うものではないとされる(企業内容等開示ガイドライン5-16-2)。

サステナビリティ、コーポレート・ガバナンス等を含む非財務情報開示については、その性質上、現在までに確定した情報ではなく不確定な将来情報も含まれる。そのため、将来までの間に環境等が変化することで、結果として記載した将来情報が実際の結果と異なる場合がある。例えば、感染症のパンデミック、世界各地の戦争の発生とそれに起因する社会・経済活動へのインパクト、各国におけるサステナビリティ等を巡る制度変更等は、将来情報が変化する要因となりうる。将来情報はその性質上、結果が異なる可能性があることはやむを得ないことから、そのような不確かな情報についても、一定の信頼性をおいたプロセスを経た情報であれば虚偽記載のリスクを過度に懸念することなく、積極的に開示を行うことを促す必要がある。

例えば、統合報告書に記載される情報については、社内で検証され、チェックされている。このようなプロセスを経て、統合報告書

において記載される将来情報を、有価証券報告書において記載した場合には、仮に将来の結果が異なるとしても、虚偽記載の責任を問われる場合は少ないのではないだろうか。

② 虚偽記載の責任

虚偽記載とは、重要な事項について虚偽の記載があり、または記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けていることである。

虚偽記載の責任を負う可能性がある場合とは、経営者が、投資者の投資判断に影響を与える重要な将来情報を届出書提出日現在において認識しながら敢えて記載しなかった場合、合理的な根拠に基づかずに重要と認識せず記載しなかった場合が含まれる。

記載すべき重要な情報が欠けて、誤解を生じさせるおそれがある場合も含まれる。したがって、会社にとって不都合な情報を記載しなかった場合には、その責任が問われる可能性があることに注意が必要であろう。

(2) 比較可能性と独自性の両立

情報ユーザーである投資家の視点に基づくと、サステナビリティ情報の開示に関しては、比較可能性とともに独自性が必要とされる。中期的な企業の観点で投資判断を行う観点からは、最も信頼できる情報媒体である有価証券報告書において、比較可能な形での定量情報が提供されることが期待される。他方では、個別の企業の将来価値を評価するためには経営計画・戦略との融合等のストーリーや独自

性のある定性情報の提供が必要である。もちろん、会社独自のKPI等の企業の実態に応じた独自性のある定量情報も有用であるが、その場合には定義等についての説明を行うことでより理解が深まる。比較可能性のある情報フレームワークについては、後述するようにサステナビリティ開示に関する国際基準や国内基準が整備されることで、比較可能性の高いグローバル水準での情報開示が進展すると考えられる。

また、サステナビリティ情報は中長期の企業価値に関連し、財務情報を補完する性格を有する。中長期の観点からは過去に開示した内容の前提が変化することもあることから、開示時点の情報だけではなく、時間軸に沿った変化や方向性についての開示も有用である。

(3) サステナビリティ情報の法定開示と任意開示

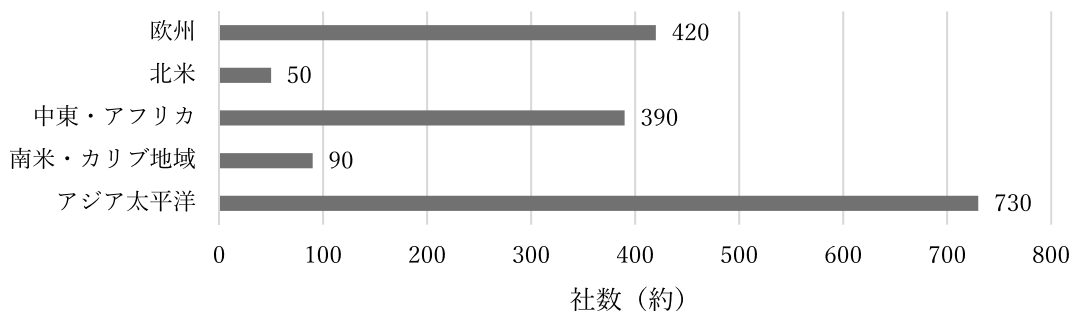
わが国のサステナビリティ情報の開示において、有価証券報告書のほか、企業が任意で作成している統合報告書も重要なソースとなっている。特にわが国は、国際的にも統合報告書の作成企業数が多い地域となっている(図表3)。これは、海外ではアニュアルレポートのなかに財務情報と非財務情報の統合的報告が含まれる場合が多いことに対して、わが国では有価証券報告書とは別に「統合報告書」という媒体を作成している会社が多いことが背景にある。図表3は国際的な分布割合

(図表 2) 投資家が期待するサステナビリティ情報のポイント

- ・サステナビリティ情報では、比較可能性、透明性、独自性の3つの観点が重要であり、どのようにサステナビリティに取り組んでいるのかについて透明性を持った開示をすることや、どこに注力しているのか、どこにどのような強みを持っているのかといった各社の独自性を持った取組みについて開示をすることは有用
- ・戦略と指標及び目標は、有価証券報告書での開示は義務付けられていないが、全体像を話す際には、戦略と指標及び目標についても、どのような考え方や取組み方針を持っているかについて示すことが有用
- ・サステナビリティに関する取組みにより、企業価値がどのように創出されるかを丁寧に説明することは有用
- ・現在の状況だけでなく、時間軸を持った開示を行うことは有用

(出所) 金融庁「記述情報の開示の好事例集2023」(2024年3月8日)

(図表 3) 統合報告書作成者の地域別の分布



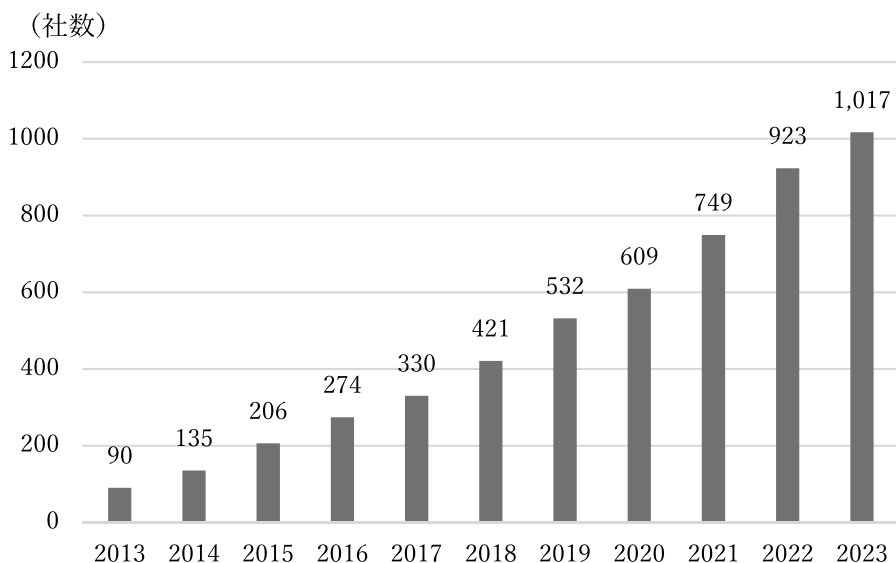
(出所) 金融庁「第2回金融審議会 サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」事務局資料 (IFRS財団“The growing momentum for integrated reporting”(2022年9月27日)より金融庁作成) (2024年5月14日)

(注) IFRS財団によると、世界の2,500社以上の組織体 (企業、公的機関、NPO含む) が統合報告書を作成。うち約1,700社のサンプルの結果を割合で提示。

を調査するためのサンプル調査であるが、他方、国内企業を網羅する調査によれば、2023年に統合報告書を公表している日本企業は1,017社となっている。2020年以降、特にサステナビリティ情報の開示強化が進められていることを背景に、発行企業数が大きく増えていると考えられる (図表 4)。

わが国のように有価証券報告書と統合報告書の両方が公表される場合、一つの事象に関連して複数の開示媒体が存在することとなるため、企業実務として、報告書作成の負担は増す。他方、投資家の立場からは、類似の情報について、複数の報告書が提出されている場合には、それぞれ掲載される場所が異なる

(図表4) 統合報告書の発行企業数



(出所) 経済産業省「企業情報開示のあり方に関する懇談会」資料(2024年4月30日)(企業価値レポート・ラボ「国内自己表明型統合報告書発行企業等リスト2023年版」より経済産業省作成)

ことで(EDINET、TDnet、会社ウェブサイト等)情報へのアクセシビリティが低下するおそれや、それぞれの報告書の情報を読解する負担の増加にもつながる。

現在では有価証券報告書においてサステナビリティを含む非財務情報の充実化が図られ、さらにサステナビリティ開示基準の策定も進んでいる。このようななか、実効性と効率性の観点から任意開示との位置づけの整理が必要となっている(注2)。

統合報告書等の作成に当たっては、社内で適切な検討と検証のプロセスを経て情報が開示される。これに対して、有価証券報告書の開示は、虚偽情報でなければ、ある時点で経営者が適切に判断した見通し等を含め、より

積極的な情報の記載が可能である。そのため、統合報告書において企業が開示しているサステナビリティ情報等を有価証券報告書にも記載するなどして、有価証券報告書の非財務情報を充実させることができる。そうすることで、日本の有価証券報告書が海外のアンニュアルレポートに近づくことにもつながる。

統合報告書については、人員等のリソースの少ない企業における作成負担は大きく、すべての上場会社が作成できるわけではない。しかしながら、統合報告書の作成、不作成により、投資家等が受領できる情報量に格差が生じうる。さらに、統合報告書の性質上、会社が積極的に発信したい情報にスペースが割かれ、不都合な情報は開示されないという実

(図表5) 法定開示と任意開示

		主たる対象		エンフォースメント	
		投資家	ステークホルダー	法定開示	任意開示
日本	有価証券報告書	○		○	
	統合報告書	○	○		○
	サステナビリティ報告書		○		○
海外	アニュアルレポート	○		○	
	サステナビリティレポート		○		○

(出所) 筆者作成

態がある。そのため、有価証券報告書において非財務情報開示が進められることは、市場全体の透明性と信頼性の向上のためにつながると考えられる。

他方、統合報告書の特長として、グループ従業員の活動を紹介したり、社外役員の対談等ステークホルダーに関連する情報を膨らませたりするなど、有価証券報告書には掲載できないような具体的な取り組みを記載する等の活用余地は大きい。そのため、企業はその実態に応じて、開示媒体の性質、対象を想定して、工夫することが期待される。

3. グローバルなサステナビリティ開示基準の国内化

(1) ISSBによる国際基準

グローバルなサステナビリティ開示基準は、国際会計基準財団（以下、IFRS財団）傘下の国際サステナビリティ基準審議会（以下、ISSB）において、作成作業が行われている。ISSBは、2023年6月にサステナビリ

ティ開示基準「IFRS S1号サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項」「IFRS S2号 気候関連開示」（以下、S1基準、S2基準）を公表した。企業および投資家は、これに続く開示基準の策定を期待し、具体的には生物多様性、人的資本、人権等に関する基準の取り扱いに対して、高い関心を有していた。ところが、2024年5月のISSBのボードミーティングによれば、今後2年間の活動目標として、S1基準、S2基準の適用支援をもっとも高い優先課題に位置付けている（図表6）。そして、それに続く優先課題として、生物多様性、人的資本に関する開示基準作成を検討している。世界各地で戦争が発生し、政治的側面が強まっているという背景もあり、人権については明示はせず、人的資本に関する議論において検討されることが考えられる。

(2) SSBJによる国内基準

サステナビリティ開示の国内基準は、サステナビリティ基準委員会（以下、SSBJ）に

(図表 6) ISSBの2024-2026年の活動計画

優先順位	内容
高	S1基準、S2基準の適用支援
中	サステナビリティ開示基準を拡大するため、a)生物多様性・エコシステム、b)人的資本、に関連するリスク及び機会に関して新たに調査の開始
低	IASBとのコネクティビティ、他の基準等とのインターオペラビリティ、ステークホルダーとのエンゲージメント

(出所) ISSB, “ISSB Meeting Staff Paper, Agenda Reference 2” (2024.5.14) より筆者抄訳

において作成作業が進められている。企業の開示負担を軽減し、投資家が必要な情報が提供されるためには、国内基準は国際基準と機能的に整合的であり、同等性が確保されるような形で基準作成が行われることが期待されている。

このような背景を踏まえ、SSBJは2023年3月、ISSB S1基準、S2基準に相当する国内基準について公開草案を公表した。具体的には、サステナビリティ開示ユニバーサル基準公開草案「サステナビリティ開示基準の適用(案)」、サステナビリティ開示テーマ別基準公開草案第1号「一般開示基準(案)」・第2号「気候関連開示基準(案)」の3つの基準が公表されている。

これらのSSBJより提案された3つの基準に基づいて、金融庁において有価証券報告書でのサステナビリティ開示の義務化(金融商品取引法令への組み入れ)の議論が行われることとなった。

■ 4. わが国におけるサステナビリティ情報の開示・保証の制度整備

(1) 背景

2022年6月に公表された金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告書(注3)に基づいて、2023年3月期より有価証券報告書におけるサステナビリティ情報の開示が開始された。この時点ではサステナビリティ開示のための具体的な基準は作成されておらず、企業はそれぞれの工夫によりサステナビリティ開示に努めていた。投資家が投資判断にサステナビリティ情報を活用するためには、サステナビリティ情報が基準に準拠して開示されて、比較可能性を高めることが必要である。具体的な基準作成のため、SSBJはISSB基準に基づいて、わが国におけるサステナビリティ開示基準を開発している。

他方、新しい開示基準が作成される場合には、基準適用にかかわる適用対象、適用開始時期等の検討や、開示基準に基づく情報の信

信頼性を確保する枠組みの整備も必要となる。サステナビリティ情報に対する保証制度については、国際的にも整備されつつある段階であり、わが国においても保証基準、保証提供者等の制度設計を新たに行うことが求められる。

また、サステナビリティ開示に関連して日本企業を取り巻く環境として、欧州における企業サステナビリティ報告指令（以下、CSRD）の域外適用の問題がある。CSRDは2024年会計年度より、段階的に適用を拡大し、2028年会計年度にはEU域外企業に対しても適用が開始される。日本企業のなかには、欧州子会社を通じて直接適用される場合と、域外適用される場合があり、企業においてサステナビリティ開示と保証を行う必要がある。

そのため、基準の開発と適用、保証の制度整備を検討するうえでは、グローバル水準を確保された仕組みづくりが必要となる。わが国の法制度に基づいてSSBJ基準に準拠して開示を行うことが、ISSB基準と機能的に整合的であり、同質性が確保されるように設計されなければならない。SSBJ基準に基づく開示がグローバル水準を満たしていると認定されることは、多くの日本企業が直面する欧州CSRDへの対応においても、重複開示の負担を回避できる。したがって、制度整備においては、ISSB基準の要請を踏まえた検討が必要である。

このような背景から、金融庁においては、国内におけるSSBJ基準開発の動きを踏まえ、

基準の具体的な適用対象、適用開始時期について検討を行うとともに、サステナビリティ情報の信頼性を確保するための保証制度のあり方について、金融商品取引法の改正も視野に入れた制度整備を行うこととされた。金融庁は、2024年3月に金融審議会に「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」（以下、サステナビリティ情報開示・保証WG）を新設し、サステナビリティ開示基準と保証制度についての法制度の整備について検討を開始した。

(2) 適用対象と適用開始時期

2024年2月22日、IFRS財団はISSB基準に基づいて各国が国内化を進めるうえでのガイダンスとなる法域ガイド^(注4)を公表した。そこでは、適用対象企業として、上場会社のすべてまたは大半、あるいは、流通株式数・株主数が多く、売上高が大きい大規模上場会社のうちすべてまたは大半に適用されることが求められている（図表4）。「大半」とは、企業数ではなく、各法域の経済や活動における重要な企業範囲をカバーすることを意味しており、主要な株式指数銘柄の時価総額全体において相対的な重要性が確保されることが必要とされる。

このような背景から、サステナビリティ情報開示・保証WGにおいては、国内で開発が進められているSSBJ基準の適用範囲についての検討が行われることとなった。また、適用開始時期については、欧州のCSRDが2028

(図表 7) ISSBが求めるサステナビリティ基準の適用対象

- ・各法域における適用状況の記載では、サステナビリティ開示が下記の企業に強制されているかを考慮
 - (a)第1、第2の市場階層（新興企業向け市場は含まず）に上場する公的説明責任を有する企業（PAE）のうち、すべて又は大半（all or most）の企業、または
 - (b)流通株式数・株主数が多く、売上高の大きい大規模上場企業のうち、すべて又は大半の企業
- ・PAEの大半（most）は、第1、第2の市場階層に上場する企業のうち、法域において重要な（significant weight）企業を含む。PAEの大半（most）は、企業数ではなく、法域の経済や活動における重要な企業の範囲をカバーすることを意図している。これは、法域におけるGDPや主要な株式指数銘柄の時価総額全体に比して、サステナビリティ開示が強制されている企業の相対的な重要性によって決定される。この相対的な重要性は、流通市場における株式時価総額の過去5年間の平均によって決定される。

(出所) 金融庁「第1回 金融審議会 サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」(2024年3月26日) 事務局説明資料。原典は、IFRS財団, “The jurisdictional journey towards globally comparable information for capital markets - Preview of the Inaugural Jurisdictional Guide for the adoption or other use of ISSB Standards-” (2024年2月)

年会計年度（2028年12月末終了）以降にEU域外企業への適用が開始されることを踏まえ、それ以前のタイミングで開示義務付けを開始することが想定されている。開示義務の対象となる株式市場は、わが国ではグローバル市場と位置付けられるプライム市場が該当する。そのため、ISSBおよびCSRDに代表される国際動向を考慮すると、2028年3月期までにはプライム市場の主要部分をカバレッジとしてサステナビリティ開示義務の適用が開始されることが必要となる。

サステナビリティ情報開示・保証WGの第1回会合（2024年3月26日）では、基準適用開始の初年度は時価総額3兆円以上、2年目は1兆円以上を適用対象とする案が事務局よ

り提出され、開始時期を2027年3月期あるいは2028年3月期のいずれが適切かについて検討が行われた^(注5)。WGメンバーからは基準適用を2027年3月期から開始するべきとの意見が多かった。また、投資家を中心に、時価総額占有率が高くとも、対象となる企業数が3兆円以上では69社、1兆円以上では179社では投資ユニバースとして少なすぎるとの意見が出された。このような議論を踏まえ、第2回会合（2024年5月13日）では、2027年3月期からの適用開始を軸として、初年度は時価総額3兆円以上、2年目は1兆円、3年目は5,000億円以上とする案が提出された^(注6)。5,000億円以上のプライム企業数は294社であり、グローバル投資家の多くが採用す

(図表 8) 時価総額別の企業数と割合

カテゴリー	企業数(累計)	東証全市場の時価総額に占める割合(%)
時価総額5兆円以上のプライム上場企業	40	44.2
時価総額3兆円以上のプライム上場企業	69	55.3
時価総額1兆円以上のプライム上場企業	179	73.8
時価総額5,000億円以上のプライム上場企業	294	81.9

(出所) 金融庁「第2回 金融審議会 サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」(2024年5月14日) 参考資料

(図表 9) サステナビリティ開示基準の適用時期と開示書類の対応イメージ



(出所) 金融庁「第2回 金融審議会 サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」(2024年5月14日) 事務局資料

るMSCIコクサイ・インデックスとの相似性も高くなると考えられる。

また、ISSB基準では、開示初年度は2段階開示(半期報告に合わせてサステナビリティ報告を行うこと)を許容^(注7)している。

そのため、国内基準の適用開始初年度においては、2段階開示が許容される方向である。他方、前述のようにISSBは財務情報とサステナビリティ情報との統合を目指していることから、わが国においても開示2年目以降は

有価証券報告書と同時にサステナビリティ情報が提供されることが望まれる。サステナビリティ情報開示・保証WGにおいては、サステナビリティ情報の開示に係る時間を確保する観点から、各国制度も参考にして、有価証券報告書の提出時期を期末から4か月以内へと伸長することが提案された。米国では2段階開示を前提としているが、同時開示を前提とする欧州においては、英国やフランス等も決算期後4か月以内と定められている。

(3) 保証制度

投資家保護と市場の信頼性を確保する観点からは、企業から提供される情報の信頼性を確保するための枠組みが必要である。財務情報については、半期報告書および有価証券報告書に対して、監査法人等の会計監査人によって提供される監査の手続きにより、情報の信頼性が確保されることとされている。同様に、サステナビリティ情報の開示においても、情報の信頼性を確保するための仕組みが必要であり、保証に関する制度整備が喫緊の課題となっている。

保証については、国際的にも基準作成が進められている。国際監査・保証基準審議会（以下、IAASB）においては、「国際サステナビリティ保証基準」の開発を進め、2023年8月に新基準（ISSA5000）^(注8)公開素案を公表、2023年12月まで市中協議に付された。集められた意見を踏まえて、2024年9月をめどに新基準の最終化が行われる予定となっている。

また、保証提供者について、国際会計士倫理基準審議会（以下、IESBA）は、「サステナビリティ保証の新しい国際倫理基準（独立性基準を含む）」および「外務専門家の業務の利用に関する国際倫理基準」の開発を行っており、2024年1月に公開素案^(注9)を公表し、2024年4月まで市中協議に付した。集められた意見を踏まえて、2024年12月をめどに新基準の最終化が行われる予定となっている。今後は、これらの国際基準に基づいて、国内基準の整備が行われる必要がある。

保証開始のタイミングも重要な課題であり、サステナビリティ開示の義務付けに合わせて保証も開始されるのか、当初は保証開始時期を遅らせるかなども検討される必要がある。サステナビリティ開示の保証は新しい制度であり、保証基準の作成、保証提供者の資格、監督等の仕組み等の整備に時間がかかる可能性もある。特に保証提供者については、監査法人や公認会計士が候補として考えられるが、それ以外の専門家も想定されている。その場合の資格や当局による監督についても整備しなければならない。

そのため、まずはサステナビリティ開示を優先し、保証開始を遅らせるという考え方もある。しかしながら、情報の信頼性確保は、情報ユーザーである投資家には大変重要な要素である。企業においても、保証基準等の仕組みが定まらないなかでサステナビリティ開示が開始されることは、仮に事後的に保証を受けた場合に過去の開示で問題が生じていた

ことが発覚するおそれもあり、開示実務への影響も少なくない。保証提供者においても、サステナビリティ情報は時系列の内容も含まれることから、過去の保証を受けていない情報が存在することは、保証業務における負担となることも懸念される。

保証を巡る国際基準の作成が進むなか、サステナビリティ開示の開始と同時に保証も行われるようにするために、わが国においても制度整備を急ぐ必要がある。

(4) 課題

① セーフハーバールール

サステナビリティ情報開示に関して、企業からの要望が特に強い問題が、セーフハーバールールの導入である。特にScope 3のように、バリューチェーン上の情報も含まれる場合、取引先等から提供された情報を活用することになるため、企業自身の努力によってはその正確性を保証できない実態がある。したがって、気候関連等のサステナビリティ情報については、セーフハーバールールを整備している国や地域もある。

例えば、カリフォルニア州の気候変動開示法^(注10)においては、Scope 3の正確性の担保が困難であるとして、合理的な根拠に基づいて誠実に開示された情報は、行政処分の対象にならないとされる^(注11)。また、英国においては、取締役は、開示情報が虚偽あるいは誤解を生じさせると知っていたか、または重大な過失があった場合にのみ、責任を負うと

定めている(2006年英国会社法463条(3)項(a)号)。前述のように将来情報に関する虚偽記載については企業内容等開示ガイドライン^(注12)で定められているが、サステナビリティ情報開示の義務化においては、改めて明確化の必要性の検討が求められるだろう。

② 株主総会前の有価証券報告書の公表

株主総会の議決権行使においては、有価証券報告書の情報に基づいた精緻な議決権行使が行われることが望ましく、株主総会前の有価証券報告書公表に向けた取り組みが進められているところである。岸田総理大臣は2024年4月3日、グローバル投資家との面談において、企業と投資家の一層の対話促進に向けて、有価証券報告書の開示が株主総会前のタイミングになるように環境整備を進めると述べた^(注13)。

現行の実務では、期末日を株主総会基準日とする会社が多いことから、3月末決算の会社においては6月末に株主総会を開催する一方で、有価証券報告書は期末日から90日以内の期限に近い6月末の株主総会直後に提出する会社も多い。ところが、今後サステナビリティ開示の義務化に伴い、有価証券報告書の提出期限が期末日から4か月以内への延長が検討されている。この場合、現行と同様に期末日を基準日とするままでは、株主総会后に有価証券報告書の提出期限が到来することとなる。

そのため、株主総会前の有価証券報告書の提出と、有価証券報告書の提出期限を延長と

は、現行の実務のままでは困難に直面する。金融商品取引法における議論だけにと止まらず、決算期の変更、基準日の変更等を含め、会社法や企業実務全体を俯瞰した議論と制度設計が行われることが必要である。

③ プライム市場全上場企業への適用拡大
サステナビリティ情報開示・保証WGの議論においては、サステナビリティ開示の義務付けをまずは時価総額が大きな企業から開始し、「203X年」にはプライム市場全上場企業に対して適用を拡大することとされている(注14)。

プライム市場とは、わが国を代表する企業が上場し、グローバル投資家が売買を行うグローバル市場として位置づけられる。そのため、プライム市場上場企業には、サステナビリティ情報の開示を含め、グローバル水準でのガバナンス・情報開示を含めた取り組みが求められる。わが国資本市場の信頼性を維持し、投資家による円滑な投資活動を確保する観点からは、プライム市場全上場企業に対するサステナビリティ開示基準の適用をいたずらに延期することはふさわしくなく、できるだけ早期の適用開始が望まれる。また、企業にとっても、グローバルな事業活動を行っている場合等には早期の開示へのインセンティブもあるため、スケジュールが明記されることで具体的な取り組みの促進にもつながる。このように、適用前に任意でサステナビリティ基準に基づいた開示を行おうとする企業に対しては、好事例の紹介、ガイダンスの提供な

ど、丁寧なサポートを行うことも期待される。

■ 5. おわりに

国際的にサステナビリティに関する開示、保証等の規律が強まり、基準の開発が進展しているが、このような動向はわが国の企業経営に対するインパクトが大きい。そのため、企業のサステナビリティ開示をより円滑に進めるとともに、わが国資本市場がグローバル水準でのクオリティと信頼性があることを示すためにも、国内基準であるSSBJ基準の最終化を想定した金融商品取引法令の整備を急ぐ必要がある。そこでは、投資家の信頼性および国内制度と国際制度との同等性の確保という目的に向かって、企業負担にも配慮して、開示実務そのものがサステナブルであることが求められる。

近い将来に制度整備が行われることが想定されるが、それにより情報開示と企業と投資家と対話の一層の高度化が進み、バリューチェーン全体を通じた価値向上につながる事が期待される。

筆者注：本稿は、執筆時点（2024年5月）における関係機関の取り組みを踏まえた内容である。

〔参考資料〕

- ・IFRS財団, “The jurisdictional journey towards globally comparable information for capital markets

- Preview of the Inaugural Jurisdictional Guide for the adoption or other use of ISSB Standards-” (2024年2月)
- ・金融庁「金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告－中長期的な企業価値向上につながる資本市場の構築に向けて－」(2022年6月)
 - ・金融庁「記述情報の開示の好事例集2023」(2024年3月)
 - ・金融庁「第1回金融審議会サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」事務局説明資料(2024年3月)
 - ・金融庁「企業内容等の開示に関する留意事項について(企業内容等開示ガイドライン)」(2024年4月)
 - ・金融庁「第2回金融審議会サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」事務局資料(2024年5月)
 - ・国際監査・保証基準審議会(IAASB)「国際サステナビリティ保証基準5000『サステナビリティ保証業務の一般的要求事項』案及び他のIAASB基準の適合修正案」(日本語訳)(2023年8月)
 - ・国際会計士倫理基準審議会(IESBA)“Proposed International Ethics Standards for Sustainability Assurance (including International Independence Standards) (IESSA) and Other Revisions to the Code Relating to Sustainability Assurance and Reporting”, “Using the Work of an External Expert” (2024年1月29日)
- (注1) 金融庁「企業内容等の開示に関する留意事項について(企業内容等開示ガイドライン)」(2024年4月)
- (注2) 経済産業省は2024年4月30日、「企業情報開示のあり方に関する懇談会」の開催を公表した。
- (注3) 金融庁「金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告－中長期的な企業価値向上につながる資本市場の構築に向けて－」(2022年6月13日)
- (注4) IFRS財団, “The jurisdictional journey towards globally comparable information for capital markets - Preview of the Inaugural Jurisdictional Guide for the adoption or other use of ISSB Standards-” (2024年2月22日)
- (注5) 金融庁「第1回金融審議会サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」(2024年3月26日)事務局説明資料および議事録参照。
- (注6) 金融庁「第2回金融審議会サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」(2024年5月14日)事務局資料参照。
- (注7) 前掲22頁参照。
- (注8) IAASB「国際サステナビリティ保証基準5000『サステナビリティ保証業務の一般的要求事項』案及び他のIAASB基準の適合修正案」(日本語訳)(2023年8月2日)
- (注9) IESBA, “Proposed International Ethics Standards for Sustainability Assurance (including International Independence Standards) (IESSA) and Other Revisions to the Code Relating to Sustainability Assurance and Reporting”, “Using the Work of an External Expert” (2024.1)
- (注10) カリフォルニア州の気候変動開示法は、「気候関連企業データ説明責任法(通称:SB253)」、「温室効果ガス:気候関連財務リスク(通称:SB261)」、「自主的炭素市場開示」(通称:AB1305)の3つの法律から構成される。前掲注5参照。
- (注11) 前掲注5参照。
- (注12) 前掲注1参照。
- (注13) 岸田総理大臣コメント「企業と投資家の一層の対話の促進に向けて、より多くの企業において有価証券報告書の開示が株主総会前のタイミングになるよう、その環境整備について、金融庁を中心に関係省庁と連携して検討を進めさせます」。首相官邸HP (https://www.kantei.go.jp/jp/101_kishida/actions/202404/03ikenkoukan2.html)参照。
- (注14) 前掲注5,6参照。